

# 一般社団法人宮城県農業会議令和4年度事業計画

## Ⅰ 基本方針

東日本大震災の発生から11年の歳月が経過し、災害に強いまちづくりが進んだ。農業分野でも、大規模な土地利用型農業法人や、高度な環境制御技術を導入した施設園芸を経営する法人が次々に誕生し、若者がいきいきと農業に取り組む事例が見られるなど、創造的な復興が進んだ。しかし、急激な国内人口の減少への対応や大規模化する自然災害に対する備えは十分ではなく、労働人口の確保や集落機能の維持、災害への事前の対策と生産基盤の強化が重要である。

また、新型コロナウイルス感染症対策による社会経済の混乱は止まらず、農業分野においても米の価格下落を招き、大豆・麦・園芸作物等への作付け転換・拡大が必要になるなど、農業経営への影響は大きく長期化している。さらに、基幹的農業従事者数の減少や農業・農村における農業者の高齢化による恒常的な担い手不足は解消せず、農業生産の維持・拡大に向けた担い手の育成・確保と、担い手への農地の利用集積・集約化の早急な推進が課題となっている。

このような中、政府・国会では「人・農地プラン」の法定化をはじめとする「人・農地など関連施策の見直し」が進められ、関係法令の改正が行われている。また、農林水産省は、改正農業委員会法施行5年後見直しを踏まえた「農業委員会による最適化活動の推進等について」（以下「ガイドライン」という。）を発出し、農業委員会組織に対し、農地等利用の最適化活動の確実な実施と透明性の確保を求めている。

こうしたことから、農業委員会組織は、これらの動きに適切に対応し、農業者の意見を取り入れ、組織活動の強化を図りながら「新たな農地等利用の最適化活動」に積極的に取り組んでゆくことが重要である。

農業委員会ネットワーク機構として指定を受けた一般社団法人宮城県農業会議（以下「本会」という。）としては、市町村農業委員会の活動を積極的に支援するため、県をはじめ関係機関、団体と一層の連携を図りながら、業務規程に定める次の活動事項について取組みを強化していく。

### 〔活動事項〕

1. 農業委員会相互の連絡調整、優良な農業委員会の取組事例の公表、農業委員・農地利用最適化推進委員・職員等に対する講習・研修等の実施
2. 農地に関する情報の収集、整理及び提供、農地等の確保・有効利用の推進のための支援
3. 農業への新規参入の支援、法人化の推進・支援、農業経営の合理化のための支援
4. 農業の担い手の組織化・運営への支援
5. 農業一般に関する調査及び情報提供活動
6. 農地法等の法令に基づく業務の適正な運営
7. 関係行政機関等に対する意見の提出

## II 事業計画

### 1. 農業委員会相互の連絡調整，優良な農業委員会の取組事例の公表，農業委員・農地利用最適化推進委員・職員等に対する講習・研修等の実施

「ガイドライン」に基づき，農業委員会が農地等利用の最適化活動を適切に実施できるよう支援する。また，農業委員会の目標達成に向けた取組みをPDCAサイクルにより着実に成果が積み上げられるよう支援する。さらに，取組み状況を情報提供・共有することで，優良活動の横展開を図る。

農業委員会が農地等利用の最適化活動を活発に行えるよう，農地制度や農地等利用の最適化の実践活動についての研修会の実施等，活動への支援と新たな「農地利用最適化推進指針」の策定・公表など活動の「見える化」を支援するとともに，農業委員会相互及び農地中間管理機構との連携，情報共有の推進に努める。

また，農業委員と農地利用最適化推進委員が連携しながら，地域農業の代表として誇りを持ち，「新たな農地等利用の最適化活動」を実施していく意識統一を図るため農業委員会大会を開催し，併せて県民への理解促進に努める。

さらに，改正農業委員会法施行後3回目の委員改選に向けて，認定農業者や女性・青年等の多様で熱意のある人材の登用が積極的に行われるよう要請活動等を行う。

### (1) 農業委員会による最適化活動の目標設定，活動の記録，点検・評価の実施，その結果の公表・報告等に向けた取組みと新たな「農地利用最適化推進指針」の策定

「ガイドライン」に基づき，農業委員会が農地等利用の最適化活動の成果と活動の目標設定を適切に実施できるよう助言する。また，新たな「農地利用最適化推進指針」についても，速やかに策定が進むよう働きかける。

農業委員・農地利用最適化推進委員の活動の「見える化」を進めるため，活動記録簿の記入を徹底するとともに，農業委員会において活動記録及び活動目標の達成状況等の点検・評価・公表等が，定期に実施されるよう働きかける。農業委員会の目標達成に向けた取組みが，PDCAサイクルにより着実に成果が積み上がるよう訪問支援等を行う。また，各農業委員会の「新たな農地等利用の最適化活動」の取組みを，研修会やホームページ等において情報提供・共有することで，優良活動の横展開を図る。

### (2) 農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局職員に対する研修の実施

農業委員会の重点活動である「新たな農地等利用の最適化活動」に資するため，農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局職員を対象とした研修を実施する。

法定化された「人・農地プラン」(以下「地域計画」という。)に基づく農地利用調整活動やマッチング等を推進するため，農地所有者等の意向把握のため

のタブレット端末の利用や、「人・農地プラン」における地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（以下「目標地図」という。）の素案作成と遊休農地対策等の優良事例の横展開，農地関連制度等の専門的知識を習得するための体系的な研修の実施に努める。

### （３）農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う農業委員会体制整備への支援

令和５年にかけて改選が行われる県内１９市町村農業委員会において，農業委員・農地利用最適化推進委員の応募・推薦が活発に行われるよう農業委員会制度の周知と，農業委員会における改選の事務が円滑に進められるよう相談活動等の支援を強化する。

特に、「ガイドライン」による農地利用最適化推進委員と農業委員の役割分担の明確化や中立委員の役割の発揮，農業委員会総会への農地利用最適化推進委員の出席が適当に実施されるよう情報の提供や相談活動等により支援する。

また，第５次男女共同参画基本計画の成果目標達成と農業委員会体制の整備，活動強化の観点から，１農業委員会あたり複数名の女性農業委員の登用を促進するため，令和５年にかけて任期満了を迎える農業委員会の市町村長，市町村議会議長等への要請活動を重点的に行う。

### （４）宮城県農業委員会大会の開催

「食料・農業・農村計画」並びに「第３期みやぎ食と農の県民条例基本計画」等の新たな農業・農村政策の展開方向や「ガイドライン」の推進に向け，県内の農業委員・農地利用最適化推進委員が一堂に会し，担い手や経営対策，農村振興対策等について現場からの政策提案を行うとともに，「新たな農地等利用の最適化の推進活動」を重点とした「地域の農地を活かし，持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」の推進に向けた意識統一を図るため，「第７回宮城県農業委員会大会」を開催する。

## ２．農地に関する情報の収集，整理及び提供，農地等の確保・有効利用の推進のための支援

「新たな農地等利用の最適化活動」を推進するため，農業委員会が全農地に対し徹底した意向把握を実施した「目標地図」の素案が作成されるよう支援するとともに，「地域計画」を基にした農地の利用集積・集約化活動を推進するため，農業委員・農地利用最適化推進委員と農地中間管理機構との連携活動を一層支援する。

また，昨年度統合された農地利用状況調査・荒廃農地調査は，詳細な遊休化状況の把握と対応が求められることから，本調査の円滑な実施に向けた支援をはじめ，遊休農地保有者への勧告等，粗放的農地利用や非農地判断など解消への対応が適切に行われるよう働きかけていく。さらに，収集した農地情報については，e-MAFF農地ナビ（旧：全国農地ナビ）への着実なデータ整備・

更新が図られるよう支援するとともに、活用事例等の情報提供を行っていく。

#### (1) 「地域計画」の実践に向けた農地の利用調整・集積活動の推進

農業委員会が全農地に対し徹底した意向把握を実施した「目標地図」の素案が作成されるよう支援するとともに、市町村、農地中間管理機構、JA、土地改良区等の関係機関と連携のもとに農地の有効利用に関する話し合いが行われ「地域計画」が策定・公告されるよう、農地中間管理機構の情報連絡会や農業委員会への訪問活動等において働きかける。

「地域計画」を基にした農地の利用調整・集積活動を支援するため、農業委員・農地利用最適化推進委員と農地中間管理機構の地域コーディネーターが積極的に情報交換するよう、地域での話し合いを働きかける。

#### (2) 農地有効利用対策と遊休農地対策の推進

遊休農地の解消に向け、農地利用状況・荒廃農地調査の適切な実施に向けた支援を行う。また、復元可能な「緑」区分農地については、草刈りなどの保全管理や農地中間管理機構への貸出しにより、年間2割の面積が解消されるよう農業委員会に働きかける。「黄色」区分農地については、遊休農地の解消計画である工程表が策定されるよう農業委員会に助言する。

なお、所有者不明農地等を解消するため、相続登記義務化の啓発や共有不明者の探索・公示を積極的に行い、農地中間管理事業を活用した遊休化防止、粗放的農地への利用によって、解消への取組みを支援する。また、再生不可能と判断された農地については、非農地判断が適切に行われるよう働きかけていく。

#### (3) 農業委員会サポートシステムの円滑な運用と活用促進に向けた支援

農地台帳は、農地法に規定された法定台帳であることの重要性を踏まえ、農業委員会サポートシステム（旧：農地情報公開システム）の情報が日常的・継続的に整備・最新化されるよう働きかける。農地台帳は、農地パトロール（農地利用状況調査）や「目標地図」の明確化において重要な基礎資料となることから、農地パトロール等により把握した農地の耕作状況等のデータの着実な整備・更新及びe-MAFF農地ナビによる速やかな公開等が行われるよう、全国農業会議所と連携して、農業委員会事務局職員への基本操作及びシステムの利活用に向けた研修や相談活動等を実施する。

また、農地利用集積・集約化の話し合い活動やマッチング等に、e-MAFF農地ナビが積極的に活用されるよう、活用事例等の情報収集・提供を行う。

#### (4) 「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」の推進

本運動は、平成28年度から農業委員会組織の農地利用集積の加速化に向けた組織運動として取り組み、令和元年度からは「人・農地プラン」の実質化に向けた農業委員会の果たす役割等を加え取り組んできた。

本年度からは、改正農業委員会法施行5年後見直しを踏まえた「新たな農地

等利用の最適化活動」に取り組んでゆく。

すなわち、農業委員会において意欲的な活動と成果の目標を設定するとともに、活動記録を徹底し定期的に集計・点検・評価した上で結果を公表する。また、農地中間管理機構と連携し、「地域計画」に位置付けられた中心経営体に農地の利用調整やマッチングを行う。

本会は運動推進のため県本部を設置し、こうした農業委員会の積極的な取り組みを推進、そのノウハウ等の情報提供を行い「新たな農地等利用の最適化活動」に繋げてゆく。

### 3. 農業への新規参入の支援、法人化の推進・支援、農業経営の合理化のための支援

「宮城県農業経営・就農支援センター」の活動を通じて、農業経営の合理化・健全化に向け、県や公益社団法人みやぎ農業振興公社などの関係機関との連携のもとに、認定農業者や農業法人、新規就農者等が抱える経営上の課題や経営継承等の解決に向けた経営相談や診断、専門家派遣などを通じて、伴走型の支援を行う。

新規就農支援では、相談会を通じた就農希望者への支援や新規就農者の窓口となる農業委員会への情報提供を行うことにより、新規就農や雇用就農を推進していく。また、農の雇用事業を通じて、雇用就農を推進し、さらに地域農業の維持発展のため、民間企業等の農業への新規参入を支援する。

農業経営の改善のため、女性の農業経営への参画を推進するとともに、女性が社会参画しやすい環境づくりを進めることで、農業地域における男女共同参画を促進する。また、本県農業者年金加入推進の取組方針の策定と農業委員・農地利用最適化推進委員等に対する研修会等を通じ、農業者年金制度の啓発及び加入推進活動の活性化を図る。

#### (1) 認定農業者や農業法人等の経営発展支援

「宮城県農業経営・就農支援センター」の活動において、相談会や法人化研修会の開催を通じ、重点指導農業者の候補を掘り起こすととともに、重点指導農業者に対し、専門家派遣や県普及組織と協力した伴走型の支援を行い、法人化、経営改善、事業継承といった農業者等が抱えている様々な課題の解決を支援する。

また、本県農業の太宗を担う認定農業者や農業法人等の担い手が一堂に会し、農業経営の発展に向けた経営管理能力の向上や相互交流を図るため、「令和4年度みやぎ農業担い手サミット」を開催する。

さらに、深刻化する労働力不足に対応するため、外国人を含めた農業労働力確保に向け、関係機関と連携した取組に対して支援を行う。

#### (2) 新規就農者の確保対策

毎月実施する就農相談会に対応するとともに、本会が実施した「宮城県にお

ける雇用就農の実態調査」等の結果を踏まえ、本県への就農希望者に対して、就農支援のための各種事業や制度等の情報を提供する。

また、農業委員会に対して就農希望者の情報提供を行い、円滑な就農を促進する。さらに、「新たな農地等利用の最適化活動」を推進するため、農業委員・農地利用最適化推進委員等を対象とした新規就農関係の研修会を実施するとともに、市町村で開催する新規参入相談会等へ農業委員や農地利用最適化推進委員等が積極的に参加するよう働きかける。

### (3) 雇用就農者の育成支援

本県の新規就農者数に占める雇用就農者の割合は年々増加している。この雇用就農を促進するため、農業法人等が、雇用した新規就農者に対して農業技術や経営能力習得のために行う実践研修を支援する資金の活用を働きかける。

また、県や公益社団法人みやぎ農業振興公社と連携しながら、事業実施経営体に対する研修や現地確認調査を行い、適切な事業実施を図る。

### (4) 民間企業等の農業参入対策

高齢化等が進み、農業の担い手が限られる地域では、農業参入を希望する民間企業等も重要な担い手である。このため、本会及び農業委員会に設置した「農業への参入を希望する民間企業等の相談窓口」を利用して、農業参入を図る民間企業等に対して相談・情報提供活動を実施する。また、担い手組織や関係機関と連携して、農業参入の橋渡しやセミナーの開催を支援する。

### (5) 女性農業者の地位の向上のための各種制度の周知・推進

女性の農業経営や社会への参画を推進するため、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、家族経営や農業法人、地域農業における女性の地位を高める活動を推進する。

農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定、農業者年金制度を広く周知・推進するとともに、「地域計画」の話し合い活動への参加を進める等、女性農業者の農山漁村に関する方針決定過程への参画を促進する。また、県内の女性農業者組織や担い手農業者組織と連携し、女性農業者等の組織活動への参画を推進するとともに、「女性の社会参画に関する懇談会」を開催して、男女共同参画の推進と各種制度の周知、啓発に取り組む。

### (6) 農業者年金制度の啓発・加入推進活動の活性化

本県農業者年金加入推進の取組方針を策定し、計画的な加入推進活動の推進と、加入推進目標の達成に取り組む。地域で加入推進活動を実施する農業委員や農業委員会職員に対し、研修会や情報提供等を通じ、農業者年金制度の理解の深化及び加入推進活動の活性化を働きかける。

また、農業委員会の策定する加入推進活動計画の進捗管理を行い、取組みの市町村格差是正に向けた加入推進における課題や有効手法を整理して、巡回・相談活動を実施する。

制度の啓発活動においては、農業委員会、農業協同組合、県認定農業者組織等と連携を図り、39歳以下の若い農業者や女性等を中心にラジオCMやホームページ・Webなど様々な広告媒体を活用し、広く制度啓発に努める。

あわせて、業務担当者研修会を通じ、農業者年金事務の適正執行を図るほか、農業委員会の個別相談会等による被保険者や受給権者への助言活動を行う。

#### 4. 農業の担い手の組織化・運営への支援

以下に掲げる本県の担い手組織及び女性農業委員組織の事務局を担当し、組織相互の連絡調整をはじめ、活動の継続に向けた次世代活動の支援、組織構成員の意識高揚や経営管理能力の向上、組織のトップマネージャーとしての経営管理能力の向上支援に努める。

1. 宮城県農業法人協会
2. 宮城県認定農業者組織連絡協議会
3. 宮城県稲作経営者会議
4. みやぎアグリレディス21

#### 5. 農業一般に関する調査及び情報提供活動

地域農業の発展や農業者の経営向上を図る上で、調査及び情報提供活動は極めて重要である。このため、農業一般に関する基礎資料の継続的な収集・提供を行う。また、今年度から始まる「農地利用の最適化を強化するための全国農業新聞普及推進3カ年運動」を展開し、本県情報提供推進事業方針の策定による農業委員・農地利用最適化推進委員の「全国農業新聞」皆購読や認定農業者等への普及推進を図るとともに、農業委員等や担い手農業者の研修テキストとして「全国農業図書」の活用を進める。

さらに、農業委員会活動の「見える化」や農地等利用の最適化活動を推進するため、「農業委員会だより」未発行農業委員会の発行を支援する。

このほか、本会機関誌「農政時流」の発行やホームページを介して、農業委員会の組織活動や農政情報の提供を行う。

#### (1) 農業・農業委員会に関する各種調査の実施

今後の農政活動や構造政策を推進するための基礎データ、ならびに農業委員会の体制整備等の状況について把握するために、農業委員会の協力のもとに以下の調査を実施する。

1. 田畑売買価格等に関する調査
2. 農作業賃金・農業労賃に関する調査
3. 農業委員会組織関係調査
4. その他、農業動向に関する調査

## (2) 「全国農業新聞」，「全国農業図書」の普及推進

今年度から新たに実施される「農地利用の最適化を強化するための全国農業新聞普及推進3カ年運動」等を基に，本県情報提供推進事業方針を策定し，全国農業会議所と連携した計画的な活動の推進と，普及拡大目標の達成に取り組む。定期的に農業委員・農地利用最適化推進委員の「全国農業新聞」購読状況を把握し，皆購読を最重点に取り組む。また，農業者への情報紙として，認定農業者や農業法人等の担い手，農の雇用事業参加経営体等を対象に本会主催各種研修会等で購読の普及推進を図る。

さらに，農業委員会や農地，農業経営，農業者年金など関連制度・施策に関し理解を深める研修テキストとして，農業委員会事務局に「全国農業図書」の活用を進める。また，担い手などの農業者には，各種研修会等を通じて，経営関係，税制，法人化等を中心とした図書の普及推進を図る。

## (3) 「農業委員会だより」発行への支援

農業委員会の活動を多くの農業者，地域住民に目に見える活動として提供することが一層重要になっているため，全ての農業委員会で「農業委員会だより」の発行が行われるよう促すとともに，発行済み農業委員会の発行体制・紙面内容等を本会ホームページで公開し情報提供を行う。

また，県内の「農業委員会だよりコンクール」を実施し，紙面の充実・向上に向けた取組みを支援する。

## (4) 本会情報の提供

農業委員会並びに関係機関との連携を強化するため，本会機関誌「農政時流」を発行し，農業委員会の取組事例の紹介や農業・農政に関する情報提供を行い，活動の動きなどについて逐次情報提供していく。

また，本会のホームページ等を介し，農業委員会組織の活動や農政情報を提供することにより，農業・農村の理解促進に努める。

## 6. 農地法等の法令に基づく業務の適正な運営

農地等の転用許可に関しては，法令業務として厳格な審査が必要であることから，県及び市町村農業委員会と密接な連携に努めるとともに，常設審議委員会を開催し，適正かつ公正な処理を行うものとする。

### (1) 農地転用許可事務等の適正執行への支援

農業委員会における農地転用許可事務等の法令業務においては，法令遵守のもと，より一層適正かつ公平・公正な事務処理や審議が求められている。

特に，近年増加している太陽光発電のための転用に対する審議や，違反転用者に対し厳格な対応が必要である。このため，本会は県と緊密な連携のもと，現地調査，農業委員会への必要な助言・指導や，本会ホームページを通じて農地法の事務処理や，農業委員会より相談のあった許認可判断等に関する情報提



供を行う。さらに、農業委員会事務局や、農業委員向け研修において、これまでの事例を踏まえた農地転用許可事務に対する理解を促す。

## (2) 常設審議委員会の開催

農業委員会は原則として30アールを超える農地転用の許可申請にあたり、本会の常設審議委員会の意見聴取が義務づけられている。このため、本会は現地調査を行った上で、毎月1回常設審議委員会を開催し、農地転用案件について厳格かつ適正な審議を行う。また、常設審議委員による農地転用の現地調査を実施する。

このほか、常設審議委員会は、本会が関係機関に意見書を提出するに当たり、その内容等についても審議する。

## 7. 関係行政機関等に対する意見の提出

農業・農村を取り巻く諸課題に対処するため、市町村農業委員会と一体となり農地等の利用の最適化に関する改善策など意見の取りまとめを行い、関係行政機関に意見を提出する。

また、県内の農業関係団体等との連携を図りながら、地域の農政課題の解決や国の農業施策などに対し、現場の声を反映させた政策提言や要請活動を行う。

### (1) 農地等利用の最適化に関する意見提出、政策提言・要請活動

「ガイドライン」が示され、農地等利用の最適化は、喫緊の課題である。

本会は、この最適化活動をより一層後押しするため、担い手組織や市町村農業委員会を通じて、現場の生の意見を広く聴きながら、「農地等利用最適化推進施策の改善」に関する農業委員会組織の意見を取りまとめ、具体的な内容・施策について、関係行政機関に意見を提出する。

また、市町村農業委員会において、「地域の農業者等との意見交換会」の定期的な開催などを通じて農業現場の意見を取りまとめ、農地等利用の最適化の一層の推進に向け、市町村長に対して意見提出を行うよう働きかける。

さらに、農地等利用の最適化のみならず、担い手の確保・育成や経営確立、中山間地域の活性化対策など多面的な要素を含んだ政策提言や要請活動を政府・国会等に対して行う。

### (2) 新型コロナウイルス感染症対策と国際貿易交渉への対応

新型コロナウイルス感染症の長期化、さらに、国際貿易協定締結による農産物貿易自由化の拡大などにより、農業経営や地域経済への負の影響が進んでいる。国会決議や国施策の動向を注視しながら、農地等利用の最適化の推進や農業経営の持続的な発展に向け、農業者の不安解消のための丁寧な説明や農業経営の安定に向けた新型コロナウイルス感染症対策の着実な実施と、国民生活の安全・安心を確保する観点から必要となる各種対策について、引き続き政府、国会等へ要請活動を行う。

### III 会議等

本会の運営並びに業務執行のため、次の会議等を行う。

- |            |            |
|------------|------------|
| 1. 通常総会    | 令和4年6月     |
| 2. 臨時総会    | 令和5年3月     |
| 3. 理事会     | 年4回        |
| 4. 常設審議委員会 | 年12回（毎月1回） |
| 5. 監査会     | 令和4年5月     |

### IV 附帯業務

本体業務に関連する下記団体の事務局を担当する。

1. 宮城県農業法人協会
2. 宮城県認定農業者組織連絡協議会
3. 宮城県稲作経営者会議
4. みやぎアグリレディス21
5. 宮城県農業者年金協議会
6. 宮城県農業委員会事務研究会